

横浜市立さが丘小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月20日

改定 令和5年3月11日

改定 令和8年3月31日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【横浜市いじめ防止対策推進法第2条】

②いじめ防止等に向けての基本理念

「互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。」【横浜市《いじめ防止等の対策に関する基本理念》より】

上記のことを踏まえ、本校でのいじめ防止に向けて、次の三点を理念とする。

○いじめの未然防止のために尽力する。

自己有用感をもち自尊感情が育つ活動づくりを基本とした魅力的な学校づくりを進めることで、いじめが起きにくい風土が生まれ、いじめが未然に防止できると考える。

○いじめはおきるものと考えて、解決に向けてチームで動く。

起こったことを一つの機会として、今後に生かしていくという姿勢を大事にする。

○学校だけでなく、連携していじめに立ち向かう。

「子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。」【市《基本理念》】全教職員のみならず、保護者や地域、関係機関等と連携していじめを防止する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成

- ・校長、副校長、教務主任、児童支援専任教諭、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターを基本とし、その件に応じて、全教職員が関わって参加する。
- ・必要に応じて、心理や福祉等の外部専門家の参加を求め、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めることができる。

②委員会の運営

- ・月1回以上、定期的を開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合等は出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・学校いじめ防止対策委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめ解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③委員会の活動内容

学校いじめ対策委員会は、「学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめ防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。またいじめ防止等に係る学校窓口として、地域、保護者、関係機関等との連絡を担う」



○未然防止・早期発見

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知（ホームページ等）
- ・いじめ防止等に係る学校の窓口や相談先の設置。（副校長、養護教諭、児童支援専任教諭）
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

○事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた児童及びその保護者への支援、いじめを行った児童に対する指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

【年間計画】 月	取組内容
4・5月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ、 中学校ブロック定例会① 学校運営協議会① いじめアンケート実施、
6月	YPアセスメント実施①
7月	横浜子ども会議 （中学校ブロックでの話し合い①） → 会議を受けて、 学校で児童の取組
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 旭区子ども会議
10・11月	学校運営協議会② YPアセスメント実施②
12月	人権週間、いじめ防止取り組み月間→児童の主体的な取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談） 保護者面談
1月	中学校ブロック定例会② 教育相談
2月	学校運営協議会 ③
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ

年間を通して、
いじめ防止対策委員会（月一回・随時）
児童理解研修（月一回）



4 基本的な対応方針

①いじめの未然防止・早期発見

児童一人ひとりがいじめをしない意識を育むことはもちろん、傍観者とならず、いじめを止めさせるために行動をとる重要性を理解できるようにする。また、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって積極的に認知していく。

・児童の主体的な取組への支援

「横浜子ども会議」の取組等を通じて、代表委員会、児童運営委員会を中心に、児童がいじめについて主体的に話し合い、自分のこととしていじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援し、全校での取り組みとしていく。

・他者との違いを理解し、様々な価値観を尊重できるような授業づくり、集団づくりの取組

日々の授業を大切にして、個性の尊重や相互理解を軸とした魅力ある授業の展開を図り、授業を通していじめが起きにくい学級風土づくりに努める。集団づくりでは「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

・人権尊重の精神を基盤とする教育、道徳教育及び体験活動等の充実

「人権教育、道徳教育の視点を盛り込み、これを推進する」「自己有用感を育て互いの協力でつくり上げる体験活動をより充実させる」 指導計画を作成・実践し、PDCA サイクルで検証する。

・SNSの適切な利用など情報モラル教育の推進

学年の応じた教科等を基盤にした情報教育、朝会や集会での定期的な声かけを通じて情報モラルについての意識を高める。また、保護者、地域、関係機関等と連携した、インターネットを通じたいじめへの処置及び情報モラル教育に関する積極的な啓発を行う。

・いじめの定義理解を含む教職員への継続的な研修の実施

年に1回以上、いじめの定義理解を含む教職員への研修を行う。

・一人一台端末やすぐー等を活用した定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、毎朝の健康観察等の実施

必要な教育相談を実施する。子どもへのアンケートを年間2～3回実施し、分析を加えながら児童の社会にある課題点について捉え、必要に応じて対策を講じるようにする。12月の人権週間における「いじめ解決一斉キャンペーン」では、アンケート結果によっては、一人ひとりの児童の話をじっくりと聞く。

・SCやSSW等と連携した定期的な教育相談の実施

・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり

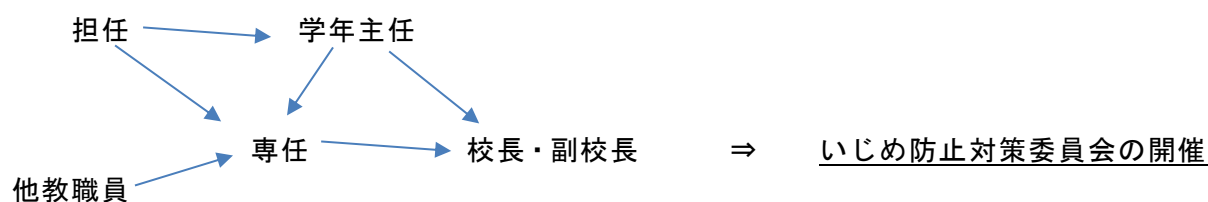
学級を一人で見守るのではなく、学年を複数の目で見守る。各担任及び専科等の教職員が発する児童の実態についての情報やその対応等について全教職員で共有する。（原則月1回開催）

・担任に限らず、児童支援専任教諭、養護教諭、SC、SSWなど話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめの相談・通報の窓口として「学校いじめ防止対策委員会」があることの周知

保護者、地域、関係機関にいじめについての情報が入りやすいよう働きかける。学校運営協議会を活用する。

②事案の対処

教職員は、学級担任のみならず、いじめの疑いがあった段階で報告・連絡・相談を迅速に行う。ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、以下の図のように報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。



児童支援専任は、校長・副校長と相談し、速やかにいじめ防止対策委員会を招集、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。

いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

- ・被害児童を守ることを最優先し、初期対応について迅速に決定する。
- ・初期対応では、複数の教職員による情報の収集と共有及び事実確認を行い、被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援について方針を決定する。その際、職員組織内での役割分担を明確化する。
- ・必要に応じて対策会議を開催し、対応の方向の点検・修正を行う。
- ・警察を含めた関係機関との連携についても、校長の判断のもと速やかに図る。
- ・記録については、いじめ対応情報管理システムを活用し、会議録を保管・管理する。

③いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

いじめの解消に向けて、

- ・事後対応では、被害児童の継続的なケアを最優先とする。
- ・加害・被害児童双方の保護者と連携を図り、共に児童の支援を行う。
- ・加害児童に対しては再発防止に向けて適切に指導するとともに、継続的な指導・支援を行う。
- ・学級・学年へのいじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための取り組みを継続して行う。
- ・事案の検証、日ごろの取組の見直し等を行う。

④教職員等への研修

- ・児童理解研修 児童の情報交換だけでなく、専任会等の研修で学んだことの情報共有も行い、教職員一人ひとりの技量も高める。（原則月1回開催）
- ・YP アセスメント研修（年2回以上）
- ・特別支援教育研修
- ・人権研修

⑤学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。
--

（横浜市基本方針 P15）

5 重大事態への対処

①重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号） 【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

②発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

③調査の進め方と結果の提供及び報告

学校主体調査は概ね3ヶ月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。（横浜市基本方針 P9）